

会 議 録

会 議 の 名 称	弘前市いじめ防止等対策審議会第1回定例会議
開 催 年 月 日	令和4年6月28日(火)
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後3時30分 から 午後5時10分 まで
開 催 場 所	岩木庁舎2階 多目的ホール
議 長 等 の 氏 名	会 長 中村 和彦
出 席 者	副会長 福島 裕敏 委 員 鍋嶋 正明 委 員 大里 絢子 委 員 大湯 恵津子
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	教育長 吉田 健 学校教育推進監 森 尚生 学校指導課長 鈴木 一哉 教育センター所長 小笠原 恭史 学校指導課長補佐 佐藤 一晃 学校指導課指導主事 太田 奈菜子 学校指導課主幹 会津 聡子
会 議 の 議 題	(1) いじめ防止対策推進法に基づく本市の取組 ・「いじめの報告書様式1-1」について ・「弘前市学校危機対応緊急支援チーム」について (2) 本市における「いじめ」に関する状況報告
会 議 資 料 の 名 称	・資料1 弘前市いじめ防止等対策審議会運営規則 ・資料2 いじめに係る報告書様式1-1及び様式1-2 ・資料3 弘前市学校危機対応緊急支援チーム設置要綱

	<p>・資料4 令和3年度 弘前市立小・中学校のいじめの状況</p>
<p>会 議 内 容  ( 発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等 )</p>	<p>(議長) 「本市における『いじめ』に関する状況報告」及び「審議」については個人情報が含まれることから、運営規則第4条第4項に基づき、これを公開しないことによろしいか。  (異議なし)  (議長) 最初に、いじめ防止対策推進法に基づく本市の取組「いじめの様式1-1」及び「弘前市学校危機対応緊急支援チーム」について説明をお願いする。  (事務局) いじめに係る報告書「様式1-1」について 当市では、いじめに係る報告として、様式1-1を活用している。学校に対して、いじめかどうかを判断する前のいじめの疑いの段階で、第一報となる様式1-1を教育委員会に報告するとともに校内においても直ちに対応することを徹底している。 この様式1-1は、事案を把握した日、または、遅くとも翌日までに報告するよう、各学校にお願いしており、今後も各学校におけるいじめ認知の感度を高め、その解決に努めようとする姿勢の強化につながるよう、迅速な対応を各学校に呼び掛けていく。 「弘前市学校危機対応緊急支援チーム」の概要について 「弘前市学校危機対応緊急支援チーム」とは、資料にあるように、「学校内外において、いじめによる自殺や外部侵入者に代表される重大事件や事故等が発生した場合に、まずは初動の3日間において、学校の混乱を最小限に抑え、学習環境を回復し、事実解明を公正・客観的に行うことなどを目的とした組織」を指す。 また、支援対象は、  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童生徒の死亡や重大な傷害などの事件、事故</li> <li>(2) いじめ防止対策推進法に規定する「生命心身財産重大事態」</li> <li>(3) その他教育上著しく影響があると認められる生徒指導上の諸問題等</li> </ol> であり、支援内容として、  <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 危機対応に関する支援</li> <li>(2) 心身の健康の維持・回復に関する支援</li> </ol> を想定している。  チーム構成は、学校からの報告、相談、要請を受けた際には、市長の指示により、教育長が支援チームの統括に当たり、チームを当該学校へ派遣し、チームの代表として指揮を執ることとしている。  補佐役として、教育部長、学校教育推進監、そして、法務指導監が支</p>

え、校長への指示・助言に当たる。

支援内容のうち、主に「危機対応支援」には、教育委員会各課の職員が、保護者やマスコミの対応、教員サポート、関係機関連携の支援に当たり、「心身健康の維持・回復支援」には、外部専門家である医療関係者や臨床心理士をはじめとして、状況に応じて、市長部局健康増進課から保健師、臨床心理士等、こども家庭課から家庭相談員等の協力を得て、児童生徒やその保護者の個別ケア等に当たる。

なお、学校からの要請がなくても出動することを想定している。

いじめ防止等対策審議会の皆様には、外部専門家の人選など、随時の御助言をいただければと考えている。

設置要綱の第4条にあるように、支援チームの派遣日数は3日以内を基本とし、外部専門家には第5条にある謝金及び旅費を支給することとしている。

以上である。

(議長)

ただ今の説明に対して質問・意見は。

(委員)

聞き取り等は、誰がどのようにサポートするのか。事実関係の把握は非常に重要である。

(事務局)

重大事態の発生時に調査部会というのが最初に立ち上がる。規定にあるように調査部会が設定されたときには委員の皆様が調査部会委員となり、学校と連携して調査を行う。実際には教育委員会か学校が調査をするが、不十分な点が発生することも想定されるため、助言を頂きながら、当該の児童生徒や保護者への聞き取り等を、必要に応じて調査部会で行う。

あくまでもこの学校危機対応の支援チームは、児童生徒を支援することに重点をおいている。

(委員)

緊急サポートチームについて、校長先生への助言や保護者対応等とあるが、その担当者は、どのように決められていくのか。

(事務局)

まず、どのようなチームが必要なのかに応じて、こちらで判断し名簿の中から人選して学校に派遣する。また、情報を基に、例えば心身の健康に関しては、精神科の先生がよいか心理士の先生がよいかなど検討し、それぞれの部門にお願いして対応する。同じ精神科の医師といっても中村先生の場合には、調査部会の中心的な役割というのがあるので、どなたかを推薦し紹介していただくなど、御意見に従って、様々な支援をする、御助言をいただくという形になる。

(委員)

学校要請がなくても出動とあるが、どういったことか。

(事務局)

実際には、様々なことが突発的に発生してしまう。校長先生が迅速に対応できない状況になることもある。そういった状況のときに、こちらから必要なことを指示する。学校から依頼される前から、こういうことが必要ではないかと逆に提案をして進めていくことを想定している。

(委員)

事案を感知したとき、ということか。

(事務局)

そのとおりである。今何が必要なのか、学校だとなかなか判断できないことがあるので、こちらで冷静に判断をして対応していく。これまで支援チームを立ち上げる事態は起きていないが、こちらで準備をして進めていく形になる。

(委員)

他の自治体で対応を誤ったというような話がニュースになっている。そういったことも参考にしてシミュレーションをしていくということか。

(事務局)

そういった事例を集めていきたいと思う。他の自治体で失敗したのは何が原因なのかを検証しながら、様々な情報を集め、今何が必要なかを考えて対応していく。

ある自治体の例でいうと、学校では校長先生も教頭先生も様々な対応が必要となり余裕がなくなってしまった。そこを支援チームの皆さんの意見などをいただきながら、こちらの方で先手をとるという形で進めたいと考えている。いろいろシミュレーションなどをしてみて準備をしていきたい。重大事態はいつ起きてもおかしくないと思っている。

(委員)

学校としては、容量を超えてしまうことを受けてしまったり、失言したりしてしまうことがあるのだと理解した。

(議長)

では、次に、本市におけるいじめの状況報告をお願いする。

(事務局)

令和3年度市立小・中学校のいじめの状況について、報告する。

お手元の資料1、1番はいじめの「認知件数」と「いじめの態様」について、まとめたものとなっている。「被害児童生徒本人が苦痛を感じているもの」といういじめの定義は、教職員に浸透してきたように思う。小学校が令和2年度よりも認知件数が減少している要因には、新型

コロナウイルス感染症拡大防止のため、児童同士が直接触れ合う機会が少なくなったことが背景にあるものと推察される。一方、中学校の認知件数の増加については、けんかやふざけ合いであっても背景にある事情の調査を行い、関係生徒のどちらも被害者、加害者として捉えて報告していることが要因であると考えられる。

「いじめの態様」については、小・中学校とも、①の「冷やかし・からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の項目が最も多く、全体の4割以上を占めている。次いで、小学校は③の「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」、中学校は④の「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」の項目が多くなっている。

なお、中学校では、④の「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」と⑦の「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」の項目が前年度から、かなり増えている。

小学校では、⑦の「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」の項目が増加している。認知の考え方としては、これまで同様、国のいじめ防止基本方針に基づいており、「けんかであっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否か」を積極的に判断しているところである。

続いて資料2は、いじめにより指導を受けた児童生徒の人数についてまとめたものとなっている。

経過観察中に再指導に及んだ事案や同一加害者が複数の事案に関わっている事案などがあり、3か月が経過しても、解消と判断せずに、支援を継続している。引き続き経過を注視しながら、解消に向けて丁寧な対応をしていく。

今後も、委員の皆様には、それぞれの専門的な立場、視点から弘前市の子どもたち一人一人の健全な成長のために、御指導、御助言を賜るようよろしくお願いいたします。

(議長)

質問をお願いします。

(委員)

解消か支援継続中かは、何を基準にして判断していくのか。

(事務局)

3か月以上経過し、その間にいじめが発生していないということである。さらに3か月たった時点で、被害にあっていた子ども、保護者の方から聞き取りを行って、大丈夫だということになったら、いじめ解消と判断する。もちろんその後も経過観察をする。

(委員)

逆に言うと、支援継続中というのは、どういう状態だと思えばいいの

か。

(委員)

例えば令和3年度の2月に認知したものは5月末日以降で3か月経過するということになる。また、例え3か月経っても、解消していないものは引き続き継続としてみていかなければいけない。

(委員)

令和3年度、暴力的な行為について2年度に比べて表面に出てきた数が多いように見える。このところはどのように解釈をされていますか。

(事務局)

令和2年と令和3年、いじめに関わったお子さんが同じとは限らないので、原因については断定できないところはあるが、一つの要因として例えば新型コロナウイルス感染症対策によって、コミュニケーションがうまく取れないところから人との関わりがストレスになっているのではないか、言葉で伝えるよりも手が出てしまうことがあるのではないかと考えている。

(委員)

それは、コロナ渦での調査というか、どうしてそのような行動をしたかという根拠となるようなことが、調査票の中に書かれているのか。

(事務局)

調査票というのが聞き取りから作成されるが、例えば先程の事例で紹介したように暴力で解決しなくてもよいようなことが、事案からは見て取れる。コミュニケーションがもう少し取れるといいと思う。

(委員)

それはとても重大なことで、コミュニケーションが取りづらくなって暴力行為が増えてきたのであれば、いじめ云々という以前にそういうような状態に本当に子どもたちが至っているのか。ストレスが暴力になってしまうのか。

(事務局)

結論づけている訳ではないが、部活動の停止期間が長くなってしまったなど、いろいろな意味で今までよりストレスがかかっていると捉えている。ただそれがすぐに暴発して暴力行為をしていると捉えている訳ではなくて、一つの要因として、そういったストレスがコミュニケーションをとることよりも暴力に至ってしまうということもあったのではないだろうかと考えている。

(委員)

もう少し詳細に検討してはどうか。そういうような状況があったかどうかを確認すると、課題の子に対する対応の仕方が変わってくると思う。

(事務局)

暴力行為については、被害者が逆に加害者になり件数がダブルカウントされている事例がある。そのため件数は増えている。様々なストレスが重なる時期があったことは間違いないと捉えている。ウィズコロナで平常どおりの教育活動に戻っているので、学校と連携を取りながら進めていきたい。

(議長)

資料について先生の方からご報告はないか。

(事務局)

(資料内のダブルカウント事案について説明)

また、報告が遅れたのは17件である。

(委員)

3月の事案であるが、これは3か月たってもまだ解消していないという認識で良いか。

(事務局)

この資料は5月末日の報告なので、まだ解消されてないということになる。毎月5日締め切りで経過を提出してもらっているので、6月末のデータは7月5日までの締め切りで回収中である。解消というのは3か月经過となっているため、実際は4か月たないと分からないということになる。

(委員)

解消していないとは、まだ問題行動が続いているというようなイメージなのか。

(事務局)

解消の判断は、3か月以上いじめ行為が発生していないことが必要になる。例えば5月に発生した場合、解消の判断は8月以降になる。3か月たっていないものに関しては常に支援継続中である。

いじめが解消したかどうかについては、3か月たった8月の月末に学校から報告書が上がってくる。ここで、解消したと学校から報告があれば、解消したと処理している。

(委員)

結果的には支援がまだ続いているということか。学校が注意深くみているのかもしれないが。

(委員)

報告書的なものが上がってくるということでしょうか。

(事務局)

学校から上がってきたもので解消している解消していないを判断している。

解消したとしないとかは学校の判断になり、学校が保護者等への

聞き取りをして記入している。市のいじめ対応マニュアルにあるが、いじめに係る行為が3か月以上発生していない、それから被害児童等生徒本人及びその保護者に対して精神の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この2つの要件を満たし必要として他の事情も勘案して判断するというので、それを学校の方で、例えば学校のいじめ対策会議等で判断して解消であれば解消したということで報告をあげてくる。

(委員)

例えば暴力行為が解消していないというのはどのように解釈したらよいか。単発的な暴力行為は分かるが、頻繁に暴力行為が発生しているという意味ではないと思うが。

(事務局)

心のわだかまりがまだ残っているというようなイメージである。また、暴力はないが、関係が改善してないということである。

(委員)

暴力行為をされた人が、加害者との関係が改善するとは思えない。暴力行為が解消してないっていうのは、暴力が続いているというイメージになってしまう。

(事務局)

報告書は主ないじめの態様ということで、暴力だけということではない。例えば、学級担任が本人から状況確認し、いじめやからかいと感じる言動がなく不安がなく、毎月末実施の相談シートにも特記事項が書かれていないが、今後も学年教師による観察を続けることにしたという報告書もある。つまり、全ての事案でもう安心ですと学校が判断している訳ではないということである。

(委員)

今の説明で、いじめがなくなっているということについて、理解できた。

(委員)

いじめの事例がこうやって表にまとまってしまうと情報が圧縮されているので、細かいところは分からないが、解消したと判断したが実は解消していなかったというようなケースや様子を継続して観察しようなど、何をもって解消とするのか判断が難しいと思っている。今の説明だと、学校の方で慎重を期して経過を観察していくということだと思うが、継続とはどういうことか、いじめがずっと続いているということはないだろうから、解消という判断は、現場レベルでも難しいところだと思っている。

(事務局)

解消という言葉は適切でないのかもしれない。文部科学省でも使っ



ているが、実際にいじめが解消したという判断は難しいかも知れない。

(委員)

継続が長期間の事例があるが、フォローアップは難しいと思う。わだかまりみたいなのも含めると解消というのが難しい。何をもちょうと解消とするか。

(委員)

安易に解消したと言われても好ましくないだろうし、逆にしっかりみていくという意味での継続というのは、それはそれでよいと思う。報告書に書かれた事例については、しっかり対応してほしいと思う。

(議長)

他に意見等はないか。

(委員)

早期発見・早期対応ということであるが、実際にこれを報告のスピードとかを重視して、動いてみても生徒からの評価はあるのか。生徒本人を守るためのものなので、自分が守られているとか、しっかり解消してもらえているということがとても重要であると思う。

(事務局)

評価は非常に重要だと思う。ただ、子どもの立場からは、これで充分なのか、評価が難しいと思う。しかし、どうすればデータが取れるのか、どういうアンケートだったらよいのかは考えなければならない。非常に大事なことである。

報告書の利点として、早期の報告を求めることで、学校は必ず対応しなければならないという形になる。子どもを早い段階で救う手立てになると考えている。ただ、実際に子どもたちはどう思っているかを知る手立ては工夫しなければならないと思う。

(委員)

解決している事例がたくさんあるが、安心してよいのか悪いのか考えている。解決したことになっているが、また次の年でもぶり返すというようなことはないのか。

(事務局)

報告された事例については、ある程度子どもが指導を受けるので、これはやってはいけないという経験になる。未然に防げている、重大になる前に食い止めている部分はあると思うが、本当に根っこがなくなることは不可能であり、いじめが完全になくはないと考えている。そこを我々がどんどん見付けていくことが大切である。

例え些細ないじめであっても学校は報告をする。どれだけ小さいいじめでも学校は重要視しているということが子どもたちにも伝わっていると思う。

(委員)

	<p>これくらいですんで良かったという例が多いのであれば、すぐに報告書をあげることによって、仲直りまで完全にいかないにしても深刻なケースにならないのではないか。</p>
--	--

(議長)

本日はここまでとする。